

行政文書開示決定通知書



渡部 友一郎 様

国税庁長官 住澤 整

令和5年6月1日に請求されました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」といいます。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

| | |
|---------------|---|
| 行政文書の名称 | <ul style="list-style-type: none"> 令和5年2月16日付次長説明資料「信託型ストックオプションの課税関係について」 令和5年2月20日衆議院予算委員会第三分科会 国会答弁書及び参考資料 |
| 不開示とした部分とその理由 | 別紙のとおり |

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国税庁長官に対して、審査請求することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

● 開示の実施の方法等（裏面の説明事項をお読みください。）

1 開示の実施の方法等

開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示を実施することができます。
＜実施の方法＞写しの送付

なお、下表に記載した方法のうち開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法を選択することもできます。

| 行政文書の種類・数量等 | 開示の実施の方法 | 開示実施手数料の額 (算定基準) | 行政文書の全体について開示の実施を受けた場合の基本額 | 開示実施手数料 |
|-------------|--------------------------|---------------------|---|---------|
| 電磁的記録 | A4判文書 9枚 | ①用紙に出力したものの閲覧 | 100枚までごとにつき 200円 | 200円 |
| | A4判文書 17ページ | ②用紙に白黒で出力したものの交付 | 1ページにつき10円 | 170円 |
| | A4判文書 17ページ | ③用紙にカラーで出力したものの交付 | 1ページにつき20円 | 340円 |
| | CD-R1枚 PDF文書 2ファイル | ④CD-Rに複写したものの交付 | CD-R 1枚につき100円 に、1ファイルごとに 210円を加えた額 | 520円 |
| | | | | 220円 |

(注) 1 納付する開示実施手数料は、基本額（複数の開示の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）から開示請求手数料の額を控除した金額となります（当該基本額が開示請求手数料の額までの場合は無料となります。）。

2 この開示決定通知書の対象となる行政文書は、白黒とカラーが混在しております。それぞれに応じた写しの交付を希望される場合には、実施手数料が異なりますので、事前に情報公開窓口へ連絡してください。

2 窓口において開示を実施することができる日時、場所

| 日 時 | 場 所 |
|---|--------------|
| 令和5年8月1日（火）から 令和5年8月31日（木）まで（土・日・祝日を除く。） 9時30分から17時まで | 国税庁総務課情報公開窓口 |

3 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

日数 「開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間以内に発送予定

送付料 ②③140円、④210円 ※ 送付料については、郵便切手等を御使用ください。

(注) 窓口における開示の実施の際には、本通知書を御持参ください。

また、当日都合がつかない場合は、事前に情報公開窓口へ連絡してください。

裏面もご覧ください。

不開示部分及び不開示とした理由

| 順号 | 行政文書名 | 不開示部分 | 不開示とした理由 |
|----|---|---|---|
| 1 | 令和5年2月 16日付次長説 明資料「信託型 ストックオプ ションの課税 関係について」 | | |
| 2 | 令和5年2月 20日衆議院予 算委員会第三 分科会 国会答弁書及 び参考資料 | 10ページ目 5行目の1文字目か ら13文字目まで及び 10行目の1文字目か ら13文字目まで | 当該不開示部分には、国税庁担当者の私 用の携帯電話番号が記載されており、当該 情報は、法第5条第1号本文前段の個人に に関する情報であって、特定の個人を識別す ることができる情報に該当し、同号ただし 書のいずれにも該当しないことから不開示 とする。 |
| | | 10ページ目 8行目の1文字目か ら4文字目まで及び 9行目の1文字目か ら9文字目まで | 当該不開示部分には、国税庁担当者の直 通電話番号及び内線番号が記載されてお り、当該情報は、国の機関が行う事務に關する 情報であって、公にすることにより、いた ずら等に使用されるおそれがあり、通常業 務に必要な連絡、緊急の連絡、外部との連絡 等に支障を及ぼすなど、当該事務の適正な 遂行に支障を及ぼすおそれがある。 したがって、当該情報は法第5条第6号 柱書きの不開示情報に該当し、不開示とす る。 |